

～住民税情報の提供協力依頼について～

各区市町村住民税担当部署 御中

別紙 2

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課

高等学校等就学支援金制度の実施における 区市町村民税情報の提供に関する協力依頼について

この依頼文をお持ちの方は、高等学校等就学支援金の申請に必要な所得確認書類（具体的には、住民税「課税証明書」）を取得するために来庁されています。

高等学校等就学支援金の受給審査にあたっては、住民税「課税証明書」に「課税標準額（課税所得額）」及び「調整控除額」の情報がが必要です。

お手数ですが下記の【御対応いただきたいこと】のとおり御協力をお願いします。

なお、本件協力依頼については、下記関係通知により都内各区市町村住民税担当課に事前にお知らせしております。

御不明な点などありましたら、下記問合せ先まで御連絡願います。

【御対応いただきたいこと】

(1) 貴区市町村の課税証明書に以下2点の記載の有無を御確認ください。

①課税所得額（課税標準額）

※ 課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額（課税標準額）が分かる場合には記載の必要はありません。

②調整控除額（区市町村民税相当分）

(2) (1) で記載のない項目について、様式1「補足様式」に記載してください（次ページに記載例あり）。

○関係通知等

- ・令和2年3月31日付文部科学省初等中等教育局長通知「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）」
- ・令和3年5月24日付東京都生活文化局、教育庁、総務局連名の区市町村宛事務連絡「高等学校等就学支援金制度における住民税課税証明書交付時の追加情報の提供に関する協力依頼について」
- ・令和4年5月23日付東京都生活文化スポーツ局、教育庁、総務局連名の区市町村宛事務連絡「高等学校等就学支援金制度における住民税課税証明書の追加情報に係る情報提供について」

○問合せ先

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 電話 03-5320-7862

別紙 1【記載例】

(別紙 1)

就学 太郎 殿
(氏名)

高等学校等就学支援金に係る課税証明書 (補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとし、す。）については、下記の通りです。

令和 4 年度（令和 3 年分）の所得等

- 課税所得額（課税標準額） 4,000,000 円

※ 課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額（課税標準額）が分かる場合には記載の必要はありません。

課税証明書に課税所得額（課税標準額）の記載がある場合、課税所得額の記載は不要ですので横線を引いてください。

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 1,500 円

※市町村民税相当分

日付 令和 4 年 6 月 20 日

市区町村名 新宿区担当部局課名 市町村民税課

公印を押してください。

公印